

蒲郡市一般廃棄物ごみ処理基本計画

【概要版】

令和2年3月

蒲 郡 市

1 計画策定にあたって

近年、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会の形成への取り組みが一層進み、平成 27 年に行われた国連総会においても新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について、日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われています。

このような状況の中、本市においても、平成 25 年度に策定した「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの排出抑制や資源化の推進等、資源循環の取り組みを推進してきましたが、廃棄物行政の状況も変化しています。

今回、既存計画の数値目標や重点施策の達成度、各々の取り組みの進捗状況を踏まえ改訂し、策定する計画は、循環型社会形成に向け、さらにごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するための基本的な方向性を定めるものです。

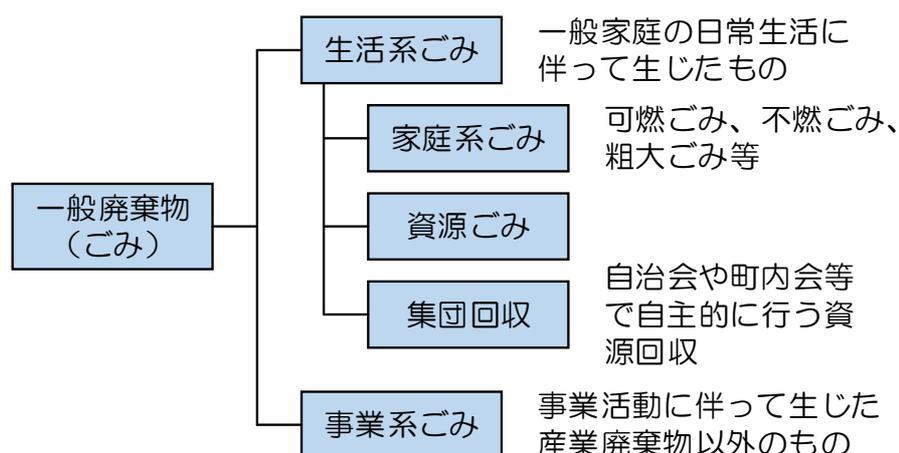
2 計画期間

平成 25 年度に策定した「ごみ処理基本計画」は、平成 26 年度（基準年度平成 24 年度）を初年度とし、令和 10 年度までを計画期間としています。

本計画は、この計画の改訂を行うものであることから、引き続き、平成 24 年度を基準年度とし、令和 2 年度から令和 10 年度までを本計画の期間とします。

3 計画範囲

本市で発生する「一般廃棄物（ごみ）」を対象とし、一般家庭の日常生活に伴って発生するごみや事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外のごみをいいます。



一般廃棄物（ごみ）の区分

4 ごみ処理の状況

(1) 生活系ごみの分別区分

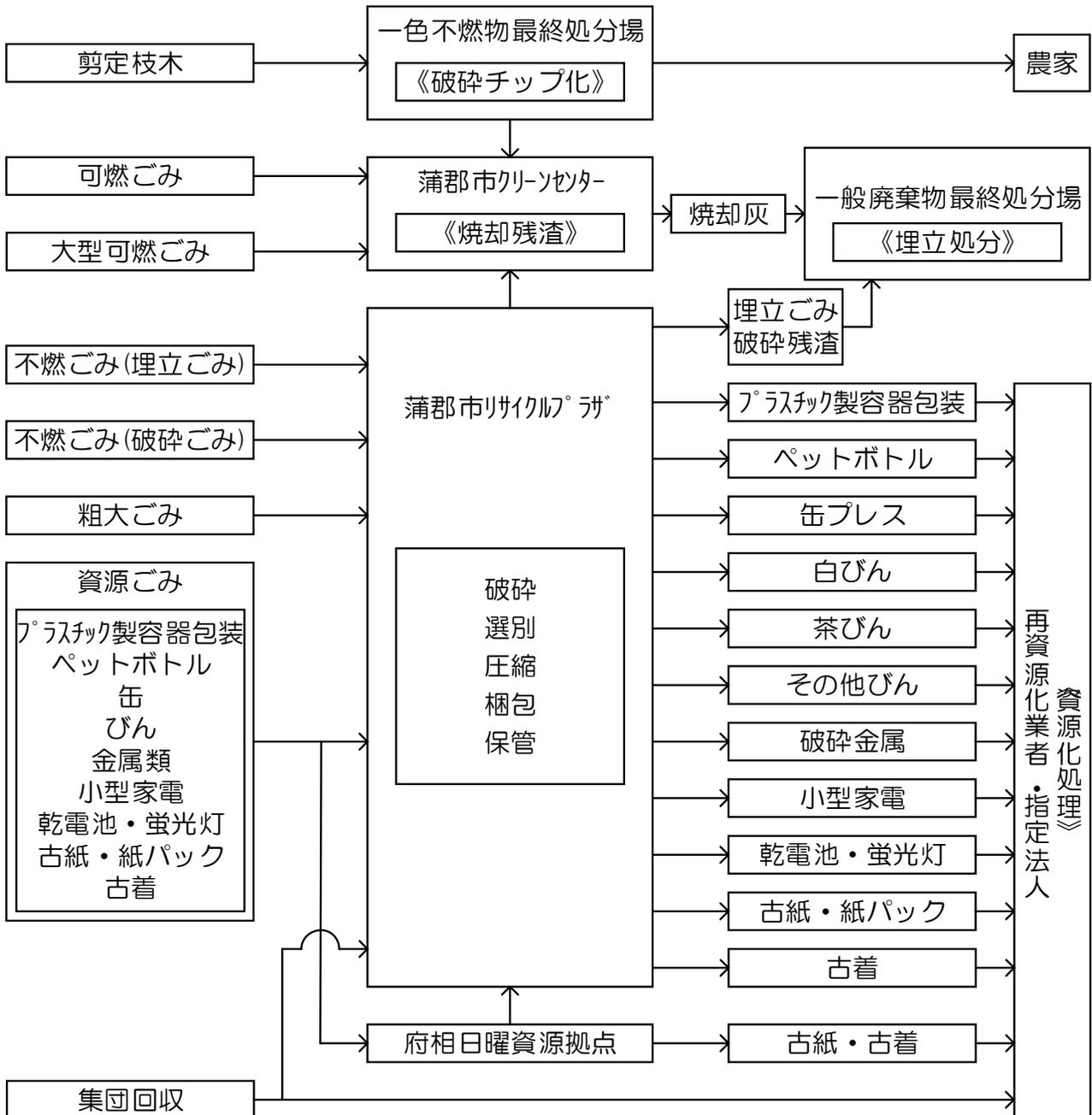
大きくは、燃やすごみ（以下、「可燃ごみ」という。）、不燃ごみ、資源物（以下、「資源ごみ」という。）、粗大ごみの4分別となっています。

生活系ごみの分別区分 [令和元年度]

分別区分		種 類	収集頻度
可燃ごみ（燃やすごみ）		生ごみ、紙くず、草など（30 cm以下）	週2回
不燃ごみ	こわすごみ	リモコン、電卓、プラ製のおもちゃなど（30 cm以内の複合素材・硬いプラスチック）	月2回
	埋めるごみ	ガラス食器、コップ、茶碗、陶磁器など	
資源ごみ	古着	衣類の古着等	月2回
	古紙・紙パック	新聞紙、雑誌、ダンボール、雑がみ、紙パックなど	
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 ^⑤	
	ペットボトル	飲料用ペットボトル、調理食品用ペットボトルなど	
	びん	飲料用びん、化粧品のびん	プラ容器 週1回
	金属類	なべ、やかん、フライパン、包丁、釘など	
	缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶	小型家電 回収ボックス 随時
	乾電池・蛍光管	使用済み乾電池、ボタン電池	
粗大ごみ		タンス、机、椅子、扇風機、石油ストーブ、電子レンジ、自転車など マットレス、じゅうたん、カーペット、布団など	随時

(2) ごみ処理の流れ

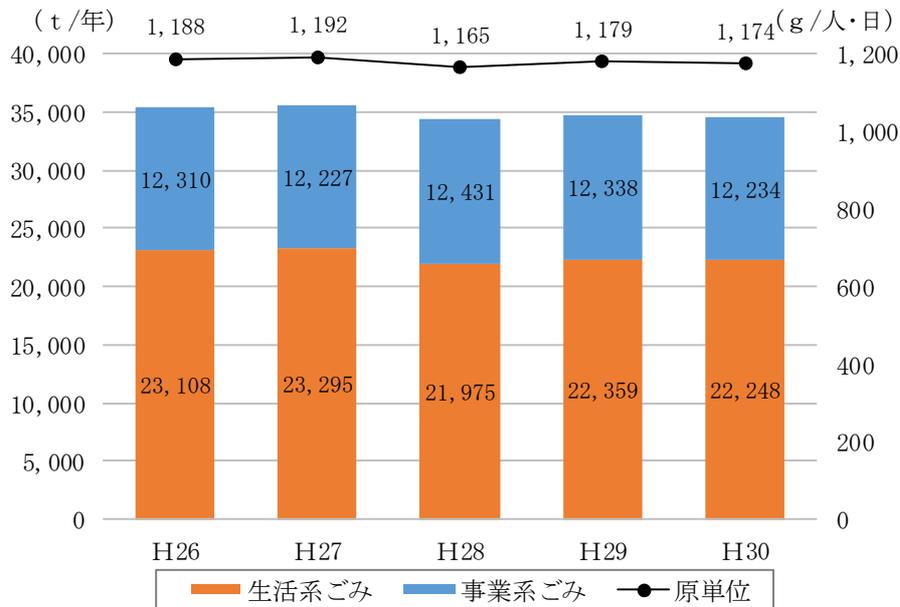
- ・可燃ごみは、「蒲郡市クリーンセンター」で焼却処理し、焼却灰は、「一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。
- ・不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、「蒲郡市リサイクルプラザ」で破碎選別等を行い、資源ごみは、再生資源化業者等で資源化し、埋立ごみや破碎残渣は、「一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。



ごみ処理フロー [令和元年度]

5 ごみ排出量の現状

生活系ごみは、増減を繰り返しており、事業系ごみは、平成28年度以降減少しています。1人1日当たりのごみ排出量は、増減を繰り返しながらほぼ横ばい傾向を示し、全国及び愛知県と比較すると多い状況です。また、リサイクル率については低くなっています。



※生活系ごみ=家庭系ごみ+資源ごみ+集団回収

ごみ排出量の推移

全国及び愛知県との比較 [平成29年度]

		全国平均	愛知県平均	蒲郡市
1人1日当たり 生活系ごみ	g/人・日	641	663	760
	%	69.7	72.4	64.5
1人1日当たり 事業系ごみ	g/人・日	279	253	419
	%	30.3	27.6	35.5
1人1日当たり ごみ排出量	g/人・日	920	916	1,179
全国平均との差	g/人・日		-4	259
愛知県平均との差	g/人・日			263
リサイクル率	%	20.2	21.7	17.6

※一般廃棄物処理実態調査による。

6 ごみ処理の達成目標

本市では、引き続き、ごみの減量化や資源化に向けて、市民・事業者・行政の三者が協力して取り組み、新たに将来的にも持続可能な施策を推進していくことにより、以下に示す目標の達成を目指します。

新たに「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の目標を定め、日常生活に伴うペットボトルなどのプラスチックごみや食品ロスの減量、雑がみなどの分別を徹底して、家庭系ごみを減らしていきます。

減量化・資源化等の目標

区 分	実績値 平成30年度	目標値 令和10年度
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	757g	667g
し尿等除く 1人1日当たり 事業系ごみ排出量	322g	250g
リサイクル率	18.3%	25%
【新規目標】 1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	574g	500g
最終処分量	3,471ト	2,579ト

7 ごみ処理の基本方針

これからも、ごみの減量化・資源化に向け、市民・事業者・行政の三者において、将来的にも継続して基本方針に基づき、現行の排出抑制及び資源化施策を更に強化し、継続して実施していきます。

方針1 ごみの減量や資源の活用による環境負荷の少ない快適な生活環境

将来的にも持続可能な環境負荷の少ない循環型社会を構築し、快適な生活環境を維持していくため、限られた資源を循環させ、効率的に活用していくとともに、再生可能な資源や自然エネルギーなどへの転換を進める必要があります。

方針2 市民・事業者・行政が一体となった環境意識の高いまちづくり

ごみの排出抑制及び資源化を推進していくためには、市民は、環境に配慮したライフスタイルや5R*に取り組み、事業者は、製品の生産から廃棄まで適正なリサイクルや処分について責任を負い、市は、市民・事業者を支援するための施策を実施するなど、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要です。

*不要品を買わない・貰わない(リフューズ)、発生を抑制する(リデュース)、再使用する(リユース)、修理する(リペア)、再生利用する(リサイクル)の5R行動

8 ごみ処理の取り組み

排出抑制・資源化のための取り組み

取り組み番号	取り組みの内容	
市民における方策	取組 1	資源ごみの分別収集及び集団回収への協力
	取組 2	生ごみの減量・資源化及び食品ロスの削減【見直し】
	取組 3	過剰包装等の自粛
	取組 4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
	取組 5	雑がみの資源化の推進【新規】
	取組 6	プラスチックごみの発生抑制【新規】
事業者における方策	取組 1	発生源としての排出抑制の取り組み
	取組 2	過剰包装の抑制
	取組 3	流通包装廃棄物の抑制
	取組 4	使い捨て容器の使用抑制及びリターナブル容器への転換
	取組 5	店頭回収等の実施
	取組 6	事業者間での減量化・資源化に向けての協力
	取組 7	処理手数料の見直し
行政における方策	取組 1	積極的な啓発、教育活動の展開【見直し】
	取組 2	小型家電等、必要に応じたごみの分別品目の見直し
	取組 3	多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底
	取組 4	グリーン購入の推進
	取組 5	ごみ処理の有料化の実施【見直し】
	取組 6	草木類、し尿・下水汚泥などの有機性廃棄物の資源化
	取組 7	食品ロス削減の推進【新規】

ごみ処理に必要な計画

区分	計画の概要	
収集・運搬計画 (生活系ごみ)	基本方針	ごみの分別や排出ルールの周知徹底 迅速かつ衛生的な収集・運搬の実施
	収集体制	粗大ごみを除き、ステーション収集方式を継続
	分別区分	法制度改正等に合わせ、計画的に見直しを実施
中間処理計画	基本方針	効率的な適正処理の継続
	将来的な方向性	既存施設の延命化のため、設備・機器の適切な補修工事等の整備を行う。ごみ焼却施設の広域化まで適正処理を確保する。
最終処分計画	基本方針	適正な処理方法で実施し、生活環境の保全に努める。
	将来的な方向性	ごみの減量化及び減容化に努め、今後の埋立量などを予測し、計画的に最終処分を実施する。
その他、必要な事項	不法投棄対策の強化	
	一般廃棄物処分業許可と適正処理困難物への対応	
	一般廃棄物収集運搬業の許可	
	地球温暖化防止に関する対応	
	災害廃棄物処理計画に関する対応	